

# 日向市スポーツ少年団本部表彰規定

## (目的)

第1条 日向市スポーツ少年団本部規約第5条の事業により、多年にわたり特に功績顕著な者に  
対し、日向市スポーツ少年団功労賞を贈り表彰することを目的とする。

## (表彰の基準)

第2条 指導者はスポーツ少年団認定員またはスタートコーチ（スポーツ少年団）または  
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者であることを条件とし、  
前第1条に掲げる多年とは、10年以上とする。  
ただし、10年以内であっても選考委員会が承認する場合は表彰することができる。  
対象年数は、指導する単位団の登録後の期間とする。  
県レベル以上の同趣旨の表彰を受賞している場合は、この表彰の対象としない。

## (表彰)

第3条 表彰は、賞状及び記念品とする。

## (推薦)

第4条 被表彰者の推薦については加盟単位団及び本部からの推薦者とする。推薦書様式につい  
ては別に定める。

## (選考委員会)

第5条 表彰選考委員会は、理事会をもって充てる。

## (表彰者の決定)

第6条 表彰者は、第5条に基づき選考し、本部長が決定する。

附則 この規定は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成20年4月1日に一部改定する。

附則 この規定は、平成30年4月1日に一部改定する。

附則 この規定は、令和3年4月1日に一部改定する。

抜 粋

日向市スポーツ少年団本部規約第5条

本部は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成
- (2) スポーツ少年団指導者の養成
- (3) スポーツ少年団活動の指導及び援助
- (4) その他目的達成に必要な事業